

法令

●河川法

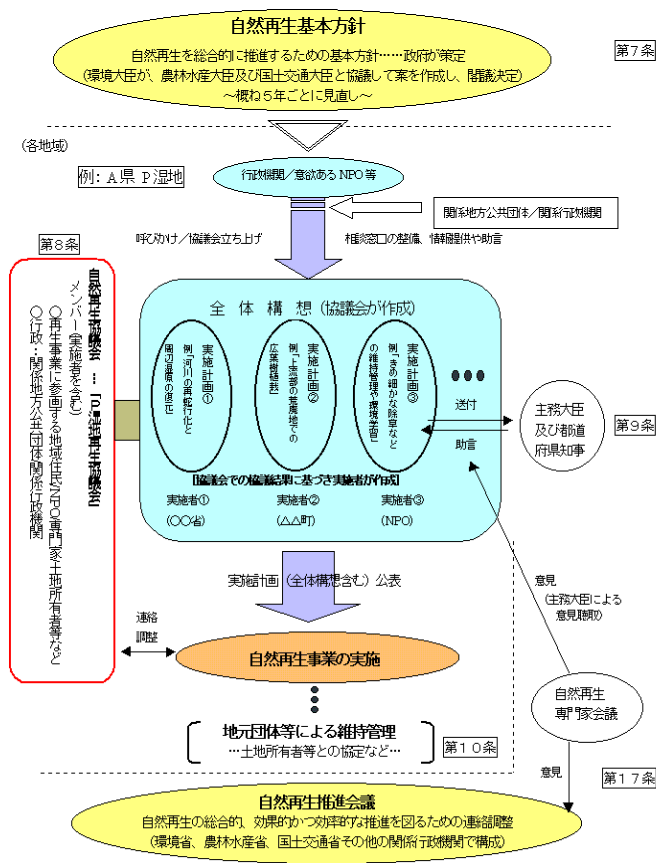
河川法は、平成9年の改正により、これまでの「治水」「利水」に加え、法の目的に「環境の整備と保全」を追加しました。このことにより、河川環境の整備と保全は河川管理者の責務として位置づけられました。その取り組みの一環として、川の自然再生が進められています。

●自然再生推進法

一方、自然再生についての基本理念を定め、実施者などの責務を明らかにするなど、自然再生に関する施策を総合的に推進することを目的とした「自然再生推進法」が平成15年1月に施行され、平成15年4月に「自然再生基本方針」が決定され、本格的な運用が開始されています。

●自然再生事業

自然再生事業は河川法に基づき、法の目的である「河川環境の整備と保全」を実現させるために、平成14年度に創設されました。これにより、河川管理者は、河川管理者の責務として、当事業を活用し、必要に応じて自然再生の取り組みを進めています。なお、自然再生事業の推進にあたり、地域の実情などをふまえ、必要に応じ自然再生推進法に基づく協議会の設置や計画の立案も行うことができ、これまで釧路川や荒川で協議会が設置されています。ただし、荒川での協議会の事例をみると、自然再生推進法に基づいて、地域の活動等が何もないところからすぐに発足できたのではなく、関係する団体の長期にわたるさまざまな経緯があることがわかります。



●河川整備計画策定のための委員会と自然再生協議会との比較

河川法に基づき河川整備計画案作成のための「委員会」と自然再生推進法に基づく「自然再生協議会」を比較すると、次ページのとおり相違があります。

河川整備計画策定のための委員会と自然再生協議会との違い

	河川整備計画の案作成のための委員会	自然再生推進法の自然再生協議会
根拠法	河川法第十六条の二 ※意見聴取が規定、組織の設置は規定なし	自然再生推進法第八条
テーマ	治水、利水、河川環境	自然環境（自然再生）
策定の範囲	一連の河川整備の効果が発現する範囲	大 釧路湿原全体の保全に関する事項 小 個別地先（例：三つ又ビオトープ）に関する事項
何をやるのか	河川整備計画原案の作成にあたっての意見の聴取 （意見聴取の場）	自然再生にかかる全体構想の作成 各個別実施者の実施計画に関する協議 （合意形成の場）
法定上のメンバー	意見聴取相手として学識経験者、関係住民 （運用上行政のメンバーも入れた委員会を設けている事例あり）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民 ・特定非営利活動法人 ・自然環境に関し専門的知識を有する者 ・土地の所有者 ・関係地方公共団体→必須 ・関係行政機関 →必須 <p style="text-align: right;">} 自然再生に参加をするもののみ</p>
策定者	河川管理者	実施者（自然再生事業を実施する者（行政、NPO等））

荒川における自然再生協議会発足までの経緯

- ◇平成4年10月～
地元複数の市民団体より三つ又沼周辺の自然環境保全の要望が出された。
- ◇平成7年5月
荒川上流工事事務所（当時）が流域の市民団体と意見交換を行なう「荒川についての懇話会」を開催。
（第1回 25団体参加 ⇒ 毎年1～2回開催）
- ◇平成7年7月
市民団体が連携し「荒川流域ネットワーク」を結成（平成14年度NPO法人化、現在約60団体加盟）。
- ◇平成8年
三つ又沼ビオトープの整備に着手（平成12年完成）。
- ◇平成12年11月～
行政・市民団体・学識者等からなる「三つ又沼ビオトープパートナーシップ推進会議」を発足し、整備後の保全計画を策定。
- ◇平成13年5月～
三つ又沼ビオトープの具体的な保安全管理作業の調整の場として、行政と市民団体からなる「保全ミーティング」を2ヶ月に1回程度、平日の夜に開催。
- ◇平成15年7月
ビオトープ等の拠点となる自然をつなぐ旧流路の自然再生を目指した「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」発足。
- ◇平成16年3月
荒川太郎右衛門地区自然再生協議会が、当該地区の「自然再生全体構想」を作成・公表。